

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく

## 「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（自治体財政健全化法）が平成19年6月に成立し、すべての地方公共団体は毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標（健全化判断比率）と、公営企業会計ごとの資金不足比率を算定し、公表することが義務づけられました。

本市においても令和2年度決算に基づき「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算定しましたので、その比率と概要などについて公表します。

なお、令和2年度の決算の認定については9月議会に上程し、12月議会において採決される予定です。

### ○健全化判断比率

令和2年度決算をもとに健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	—	16.25%	30.00%
実質公債費比率	5.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	11.4%	350.0%	

※実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」（該当なし）表記となります。

### ○資金不足比率

各公営企業における資金不足比率については、令和2年度決算で資金不足を生じた公営企業はありませんでした。

	資金不足比率	事業の規模	経営健全化基準
水道事業	—	10,947,072 千円	20.0%
下水道事業	—	7,562,229 千円	
病院事業	—	16,134,716 千円	

※水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計のいずれも資金不足額が生じていないため、資金不足比率は「—」表記となります。

## 1 健全化判断比率について

### (1) 実質赤字比率 【比率：なし、早期健全化基準：11.25%】

市税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計や一部の特別会計（一般会計等）について、歳出に対する歳入の不足額（実質赤字額）を、一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除した比率です。これが生じた場合には赤字額の早期解消を図る必要があり、比率が高くなるほど赤字の解消が難しくなります。

### (2) 連結実質赤字比率 【比率：なし、早期健全化基準：16.25%】

公営企業会計を含む本市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体の歳出に対する歳入の資金不足額（実質赤字額）を標準財政規模の額で除した比率です。これが生じた場合には実質赤字額の生じている会計が存在し、かつ、それにより市全体の財政が赤字となっていることになり、当該会計の赤字額の早期解消を図る必要があります。

### (3) 実質公債費比率 【比率：5.0%、早期健全化基準：25.0%】

一般会計等の支出のうち義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費（準元利償還金）を、標準財政規模を基本とした額で除した比率の3カ年の平均値です。公債費や公債費に準じた経費が増大すると短期間で削減することは困難であることから、一定額以上にならないようにすることが重要であり、この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと、収支が悪化し赤字団体になる可能性があります。

### (4) 将来負担比率 【比率：11.4%、早期健全化基準：350.0%】

一般会計等が将来負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額を標準財政規模を基本とした額で除した比率です。この比率が高い場合は一般財源規模に比べ将来負担額が大きいということであり、今後、財政の硬直化が進み財政運営上の問題が生じる可能性が高くなります。

## 2 資金不足比率について

資金不足比率は、一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足額を、事業規模で除した比率であり、各公営企業における資金不足の状況を表したものです。この比率が高くなるほど当該企業の事業規模に比して累積された資金不足が発生しており、その解消が困難になってくるなど、公営企業として経営状況に問題があることとなります。

対象となる会計は、地方公営企業法の全部又は一部を適用する企業（法適用企業）と法適用企業以外の公営企業（法非適用企業）に係る特別会計であり、本市では水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計（法適用企業）が該当します。

水道事業会計 【資金不足額：なし、比率：なし、経営健全化基準：20.0%】

下水道事業会計 【資金不足額：なし、比率：なし、経営健全化基準：20.0%】

病院事業会計 【資金不足額：なし、比率：なし、経営健全化基準：20.0%】

### 3 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とされたものです。

#### (1) 財政の健全性に関する比率の公表

地方公共団体は、毎年度、前年度の決算について、4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととされています。

#### (2) 財政の早期健全化

地方公共団体は、健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの健全化判断比率は早期健全化基準未滿とすることを目標として、議会の議決を経て、財政健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事に報告しなければならないこととされています。

#### (3) 財政の再生

地方公共団体は、健全化判断比率のうち将来負担比率を除く3つの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政の状況が著しく悪化した要因の分析の結果を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの健全化判断比率は早期健全化基準未滿とすることを目標として、議会の議決を経て、財政再生計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事に報告しなければならないこととされています。

また、財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができることとされ、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業費の財源とする場合等を除き、地方債の起債ができませんが、財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、再生振替特例債を起すことができることとされています。

#### (4) 公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととされ、この比率が、経営健全化基準以上となった場合には、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、必要最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未滿とすることを目標として、議会の議決を経て、経営健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事に報告しなければならないこととされています。

#### 4 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式

##### (1) 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

###### ○一般会計等

一般会計及び特別会計の一部を含みます。本市では一般会計及び母子父子寡婦福祉資金貸付事業、川口市立看護学校事業、学童等災害共済事業、川口都市計画土地地区画整理事業、公共用地取得事業の5つの特別会計が一般会計等に含まれます。

###### ○実質赤字額

実質赤字額＝繰上充用額＋支払繰延額＋事業繰越額

- ・繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額。
- ・支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払いを翌年度に繰り延べた額。
- ・事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額。

###### ○標準財政規模

地方財政法第5条の3第4項第1号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額。(地方財政法施行令附則第12条第2項の規定により臨時財政対策債発行可能額を含む。)

##### (2) 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

###### ○連結実質赤字額

連結実質赤字額は次の①及び②の合計額が③及び④の合計額を超える場合の当該超える額です。

- ①一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額。
- ②公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額。
- ③一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額。
- ④公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額。

※実質黒字額＝歳入（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額を除く）が歳出を超える場合の当該超える額。

### (3) 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金)} - \text{(特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3カ年の平均値)} \cdot \text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

#### ○準元利償還金

準元利償還金は、次の①から⑤までの合計額です。

- ①満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額。
- ②一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの。
- ③組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの。
- ④債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの。
- ⑤一時借入金の利子。

#### ○特定財源

国や都道府県からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債の償還額に充当した都市計画税など、元利償還金・準元利償還金から控除できる財源です。

#### ○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金です。

### (4) 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

#### ○将来負担額

将来負担額は、次の①から⑧までの合計額です。

- ①一般会計等の地方債現在高（令和2年度末）。
- ②債務負担行為に基づく支出予定額。
- ③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額。
- ④本市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てるための負担等見込額。
- ⑤退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額。
- ⑥設立した一定の法人の負債の額等及び設立法人以外のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額。

⑦連結実質赤字額。

⑧組合等の連結実質赤字額のうち、一般会計等の負担見込額。

○充当可能基金

地方自治法第241条の基金であって、現金、預金、国債、地方債及び政府保証債等として保有しており、地方債の償還等に充当可能なものです。

○特定財源見込額

特定財源見込額は、次の①から⑤までの合計額です。

①地方債の償還額等に充当可能な国庫支出金、県支出金又は他の地方公共団体からの分担金及び負担金。

②地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金。

③地方債の償還額等に充当可能な公営住宅の賃貸料その他の使用料。

④地方債の償還等に充当可能な都市計画税。

⑤その他、その性質により将来負担額に充てることができると思われる特定の歳入。

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入されると見込まれる額。

(5) 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額

「法適用企業」 = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額

「法非適用企業」 = (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じるなどの事情がある場合において、資金の不足額から一定額を控除するもの。

○事業の規模

「法適用企業」 = 営業収益の額-受託工事収益の額

「法非適用企業」 = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

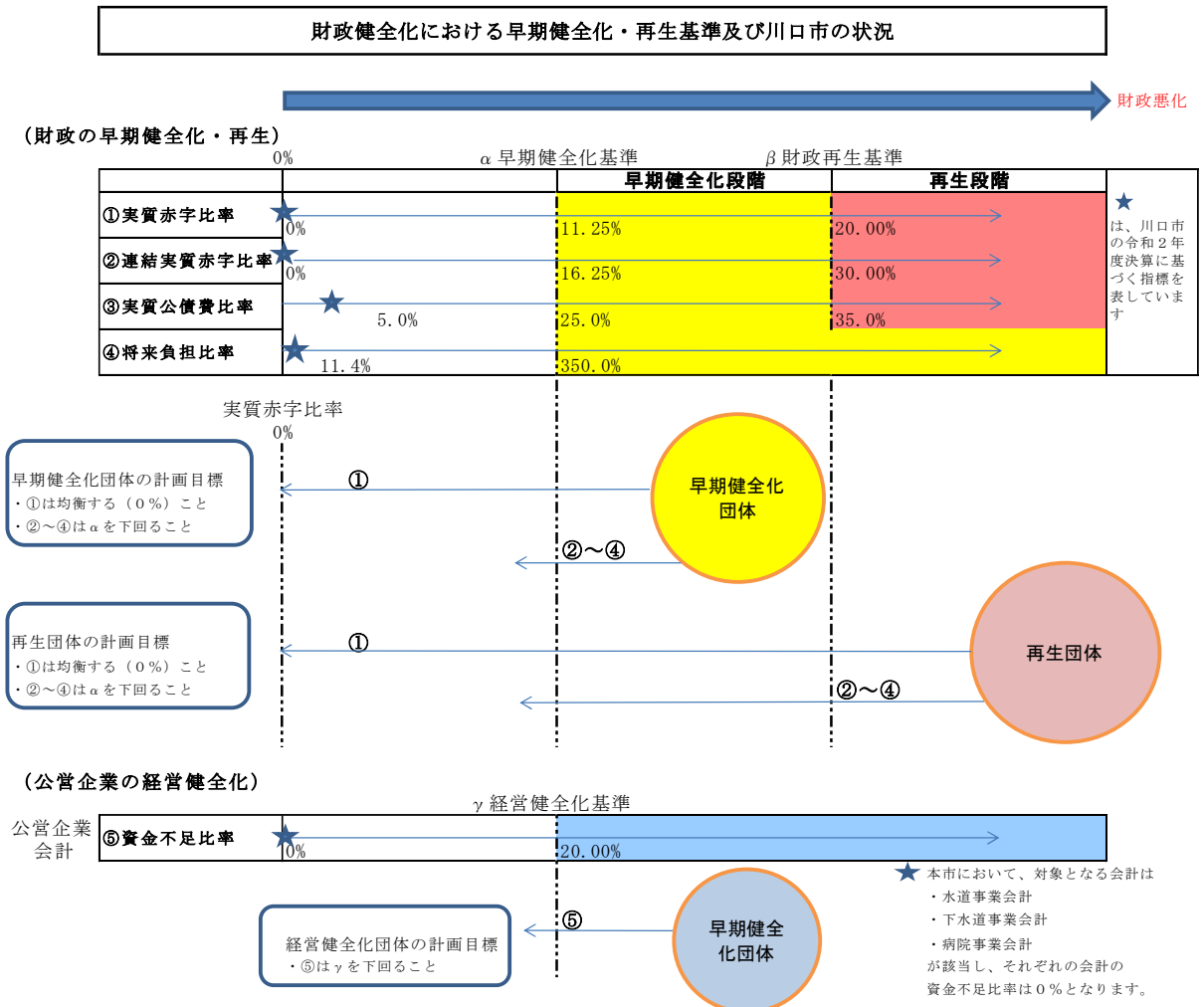
## 5 健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計の範囲は次の図のとおりです。

### 健全化判断比率及び資金不足比率の対象

一般会計等		一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
			母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 川口市立看護学校事業特別会計 学童等災害共済事業特別会計 川口都市計画土地区画整理事業特別会計 公共用地取得事業特別会計 国民健康保険事業特別会計 後期高齢者医療事業特別会計 介護保険事業特別会計 小型自動車競走事業特別会計 川口駅西口地下公共駐車場事業特別会計 川口駅東口地下公共駐車場事業特別会計 交通災害共済事業特別会計				
公営事業会計	公営企業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	水道事業会計 下水道事業会計 病院事業会計	資金不足比率			
		戸田競艇企業団 埼玉県後期高齢者医療広域連合 彩の国さいたまづくり広域連合					
		土地開発公社 埼玉県信用保証協会 (一財)川口中小企業共済協会					
一部事務組合・広域連合							
地方公社・第3セクター等							

(参考1) 早期健全化基準、財政再生基準及び経営健全化基準のイメージ



6 令和2年度の各会計ごとの決算状況

単位：千円

会計名		歳入	歳出	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一般会計等	一般会計	281,406,250	269,586,609	2,574,277	9,245,364
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	127,592	43,183	0	84,409
	川口市立看護学校事業	234,099	234,099	0	0
	学童等災害共済事業	4,820	4,820	0	0
	川口都市計画土地区画整理事業	7,522,376	7,484,931	37,445	0
公営事業会計	公共用地取得事業	63,725	63,725	0	0
	特別会計				
	国民健康保険事業	52,630,588	51,878,352	1,200	751,036
	後期高齢者医療事業	6,786,142	6,749,632	0	36,510
	介護保険事業	41,633,216	40,101,464	0	1,531,752
	小型自動車競走事業	26,161,074	25,573,818	88,781	498,475
	川口駅西口地下公共駐車場事業	51,719	49,435	0	2,284
	川口駅東口地下公共駐車場事業	163,970	163,970	0	0
	交通災害共済事業	46,557	23,794	0	22,763
	小計	135,425,878	132,371,223	127,426	2,927,229
うち公営企業	法適用企業	流動資産	流動負債	算入地方債	資金剰余額
	水道事業	4,764,442	962,312	0	3,802,130
	下水道事業	4,896,961	3,147,367	0	1,749,594
	病院事業	5,559,506	2,844,782	0	2,714,724
	小計	15,220,909	6,954,461	0	8,266,448

(参考2) 実質公債費比率の内訳

単位：千円

	令和2年度	令和元年度	30年度
一般会計等元利償還金 (a)	14,651,134	14,442,256	14,867,475
準元利償還金 (b)	3,202,096	3,043,289	6,940,302
①満期一括償還方式の1年当たりの元金償還相当分	0	0	0
②公営企業債償還に充てたと認められる繰出金	2,019,111	1,862,107	2,972,450
③組合等の地方債の償還に充てたと認められる補助金・負担金	0	0	0
④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	1,182,927	1,181,182	3,967,852
⑤一時借入金の利子 (起債前借分利子を含む)	58	0	0



特定財源（c）	4,059,934	4,224,781	4,266,266
国・県からの利子補給	0	0	0
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	6,975	6,975	6,975
公営住宅使用料	199,422	186,487	189,586
都市計画事業の財源として発行された地方債償還に充当した都市計画税	3,853,537	4,031,319	4,069,705
その他	0	0	0
算入公債費等の額（d）	9,934,872	9,862,698	10,088,278
標準財政規模（e）	110,465,740	107,345,515	106,645,163
実質の標準財政規模	106,554,064	103,508,537	101,297,099
臨時財政対策債発行可能額	3,911,676	3,836,978	5,348,064
単年度実質公債費比率（%） {（a + b） - （c + d）} / （e - d）	A 3.83805%	B 3.48581%	C 7.71901%
実質公債費比率（%）（A + B + C） / 3	5.0%		

（参考3） 将来負担比率の内訳

単位：千円

将来負担額（A）	221,332,197
一般会計等の地方債現在高	169,391,488
一般会計	148,755,009
川口都市計画土地地区画整理事業特別会計等	20,636,479
債務負担行為に基づく支出予定額	5,327,496
土地開発公社の公共用地先行取得費	4,272,196
その他	1,055,300
一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	23,221,330
当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額	0
退職手当支給見込額	22,091,450
設立法人の債務等に対する負担見込額	1,300,433
土地開発公社	1,298,578
その他	1,855
連結実質赤字額	0
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	0

充当可能財源等（B）	209,805,876
充当可能な基金	41,543,940
財政調整基金	11,133,046
減債基金	3,063,133
その他	27,347,761
充当可能な特定の財源	50,111,891
国・県支出金又は他の地方公共団体からの分担金及び負担金	0
地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金	1,106,926
公営住宅の使用料	2,723,440
都市計画税	44,801,966
土地開発公社に対する貸付金の償還金	1,479,559
その他	0
基準財政需要額算入見込額	118,150,045
標準財政規模（C）	110,465,740
実質の標準財政規模	106,554,064
臨時財政対策債発行可能額	3,911,676
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（D）	9,934,872
将来負担比率（%）（A－B）／（C－D）	11.4%

## 用語解説

### ○一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすものです。特別会計で計上される以外の全ての経費は一般会計で処理されます。

### ○特別会計

特別会計は一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して個々に処理される会計です。料金収入を主な財源としている公営企業会計、法律で特別会計の設置が義務づけられている国民健康保険事業特別会計、介護保険事業会計などのほか、各々の地方公共団体で条例を定めて設置している特別会計があります。

### ○一般会計等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において実質公債費比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものです。

### ○地方公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業（水道事業や病院事業など）、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、駐車場事業、収益事業、及び交通災害共済事業などに係る会計の総称です。

### ○公営企業（法適用企業・法非適用企業）

地方公共団体が経営する公営企業のうち、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事

業が法適用企業であり、それ以外の公営企業が法非適用企業となります。

公営企業を行うために設けられた特別会計が公営企業会計であり、法適用企業の公営企業会計については、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業については、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理となります。

#### ○実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額を指すもので、単純な差額の形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと）や繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと）などの財源を控除した額です。通常「黒字団体」「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断します。

#### ○一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額です。また、このほかに市では利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金及び環境性能割交付金を加算した額になります。

#### ○一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたものです。売却目的が具体的事業に特定されない財産収入などのほか、臨時財政対策債などが含まれます。

#### ○特定財源

財源の用途が特定されている財源であり、国庫支出金、県支出金、地方債、分担金、負担金、及び使用料手数料などをいいます。

#### ○地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源の均衡化を図り、且つ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及び地方法人税のそれぞれ一定割合の額を国が地方公共団体に対して交付する税です。

地方交付税には、普通交付税と災害など特別の事情に応じて交付される特別交付税があります。普通交付税は基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付されます。

#### ○臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。

#### ○標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額に普通交付税を加算した額です。健全化判断比率の算定においては臨時財政対策債の発行可能額を含みます。

#### ○標準税収入額

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額です。具体的には法定普通税の基準税額の合計をいいます。

#### ○基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的且つ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに単位費用（測定単位1当たりの費用）、測定単位（人口・面積など）及び補正係数（寒冷地補正など）を乗じた額を基本に算定します。

#### ○基準財政収入額

基準財政需要額とともに普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体の標準的な一般財源収入額を算定したものです。

#### ○債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入など翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行などの一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの将来の財政支出を約束する行為です。

#### ○財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。

#### ○減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金です。

#### ○その他の特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金です。

#### ○一部事務組合

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のことです。

#### ○損失補償

債務不履行に伴う債権者（金融機関等）の損失について、地方公共団体が当該損失を補償する契約を締結することです。

#### ○第三セクター

地方公共団体が出資又は出えんを行っている会社法法人及び民法法人です。

#### ○公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいいます。

#### ○地方債

特定の歳出に充てるため地方自治体が年度を超えて元利を償還する借入金のことで、減税ほてん債などの例外を除いては地方財政法5条によって経常経費に充当することができません。